

介護予防・生活支援サービス事業 算定等に関するよくある質問

【算定に関する質問】

	分類	質問	回答
1	通所介護相当サービス	週に2回程度の利用者(事業対象者)が、月途中で週1回利用することとなり、月に4回利用した。この場合、支給区分を変更するのか。	月途中の支給区分変更は不要である。 月途中で週1回程度の利用となった場合でも週2回程度の区分で請求することとなる。この場合、通所介護相当サービス費2(回数)447単位に利用回数4回を乗じて請求する。
2	通所介護相当サービス	月途中で認定区分が要支援1から要支援2に変更になり、当該月に通所介護相当サービスを要支援1で1回、要支援2で5回利用した場合、請求はどうなるのか。	それぞれの認定区分に応じた支給区分で請求する。 この場合、通所介護相当サービス費1(回数)436単位×1回=436単位、通所介護相当サービス費2(回数)447単位×5回=2,235単位の請求となる。
3	通所介護相当サービス	要支援2で週に1回程度利用している。5週ある月に5回利用した場合、請求はどうなるのか。	通所介護相当サービス費2(回数)447単位に利用回数5回を乗じて請求する。

【加算に関する質問】

1	通所介護相当サービス	科学的介護推進体制加算の算定にあたっての障害高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度のランクについての情報提供について。この部分はサービス事業所が調査するのか、ケアマネジャーが情報提供するのか。	科学的介護推進体制加算にかかわる評価については各事業所の職員が行うものであり、要介護・要支援認定時の情報を担当ケアマネジャーに確認する必要はない。
2	通所介護相当サービス	科学的介護推進体制加算は2か所の事業所から算定できるのか。	算定要件を満たし、利用者の同意を得ていれば算定できる。
3	通所介護相当サービス	月途中で認定区分が要支援から要介護に変更となった場合、口腔機能向上加算を要支援、要介護ともに算定できるのか。	要支援では月額包括報酬、要介護では出来高報酬の加算の場合、それぞれの実績に応じた報酬を算定するが、アセスメントか

			ら必要性に応じて算定される加算については、要支援か要介護、どちらか一方で算定する。
4	訪問・通所介護相当サービス	月途中で認定区分が要支援から要介護に変更となった場合、介護職員処遇改善加算はそれぞれの認定で算定できるのか。	それぞれの認定区分で算定できる。
5	通所介護相当サービス	令和6年度4月から運動器機能向上加算が廃止されたが、運動器機能向上計画書は作成するのか。	運動器機能向上計画書を作成する必要はない。ただし、運動器機能向上訓練が必要な場合は、通所介護相当サービス計画書にその内容を記載する。
6	通所介護相当サービス	送迎減算について。「通所介護相当サービス費1を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、通所介護相当サービス費2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する」とあるが、上限を超えた場合はどうなるのか。	上限を超えた場合でも、通所介護相当サービス費1を算定している場合は1月につき376単位の範囲内、通所介護相当サービス費2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
7	通所介護相当サービス	月額包括報酬請求の予定であったが、回数での請求となった場合、送迎減算はどのようになるのか。	利用した回数(実績)での請求となる。例えば、月に4回利用した場合は $\Delta 47$ 単位(片道) \times 8回(往復) = 376単位の減算となる。